

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清川友人

さいたま市規則第119号

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の132.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の52.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の110</u>（条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の130</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の50</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>）</p>

第2条 さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命</p>

権者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1
00分の111.25 (条例第27条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の1
31.25)
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の5
1.25 (特定管理職員にあっては、100分の61.25)

権者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1
00分の112.5 (条例第27条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の13
2.5)
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の5
2.5 (特定管理職員にあっては、100分の62.5)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条の規定は、令和7年12月1日から適用する。